



袴田巖さんに再審無罪判決 検察が控訴を断念

死刑囚の声をくみあげる再審法の即時改訂を!

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会「そばの会」

東京都荒川区南千住一―五九一六―三〇二一
<http://sobanokai.hamamizake.com/>

九月二六日、袴田巖さんは静岡地裁で、再審無罪判決を勝ち取りました。

第一次再審請求の一九八一年からでも四三年という、途方もなく長い時間を強いられた上での結果です。無罪判決の理由として裁判長は「犯行の証拠とされた」五点の衣類と、袴田さんの「自白調書」を捜査機関の捏造と指摘して、厳しく非難しました。

この当然の判断を、高い壁に遮られた裁判官に認めさせた袴田弁護団の努力は並大抵のものではなかったと思います。長い勾留生活の中で、袴田さんが次第に心神喪失状態に陥っていくのを辛抱強く見守り、支えてきた姉・ひで子さんを始め、多くの支援者の協力が実を結んだものと言えるでしょう。

しかし「再審無罪判決」が確定するためには、検察がこの判決を受け入れて控訴しないことが条件となります。検察は二〇一四年の静岡地裁による再審開始決定に対する即時抗告で裁判の進行を妨害したり、昨年一〇月、やっと始まった再審公判でも死刑を求刑したりと、争う姿勢を崩しませんでした。控訴期限の一〇月一〇日までに、袴田弁護団は一〇月一日に静岡地裁に対し、控訴を断念するよう申し入れをし、七日には最高検察庁と東京高検に同様の申し入れをしました。一〇月四日には法学者有志三四七名が連名で同じく検察庁に対して控訴断念を求める声明を発表しました。

その甲斐あってか一〇月八日夕方、畝本

直美検事総長はついに「控訴はしないと宣言しました。袴田さんに対しては「長期間にわたって法的に不安定な状況に置かれたことを申し訳なく思う」と謝罪しつつも「捜査機関の捏造という判決の文言は承服しがたい」と反省の色は見せませんでした。翌九日の朝刊一面に晴れて再審無罪が確定した袴田さんの穏やかな表情と、満面の笑みを浮かべたひで子さんの大きな写真が載っていました。

袴田さんは現在八八歳、ひで子さんは九一歳と、人生の大半を冤罪を晴らすために費やしてきました。袴田さんが死刑判決をかぶせられる過程とその後の再審請求の困難さをたどっていくと、警察・検察・裁判所という権力がいかに「被告」とされた人たちの声を押さえつけ、踏みこたえてきたかが見えてきて、凛然とします。その人たちが「死刑囚」の場合、取り返しがつきません。とりわけ検察側はいつでも異議申し立てができ、弁護側の証拠請求に応じる義務がないなど、検察側に有利な再審法を含む刑事訴訟法の仕組みが変わらない限り、死刑囚の声が外に届くのは困難です。ひで子さんも「巖だけが助かればいいとは思っていない。同じように冤罪に苦しむ人がなくなるように」と言っています。

そのためにも「再審法改訂」の一日も早い実現を願いつつ「死刑制度」自体がはらむ問題について、ともに考えていきたいと思っています。(R・H)